告示

○関東地方整備局告示第三百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
十七号	前橋市亀泉町字山海道七八番六から同市上泉町字唐堀二八一一番六九まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）

供用開始の期日　平成二十三年十月三日

○関東地方整備局告示第三百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三日　関東地方整備局長　下保　修

㈠	道路の種類	一般国道	
㈡	路線名	十四号	
㈢	道路の区域		
	区間	変更前	東京都墨田区両国四丁目一番一六から同区緑二丁目一番九〇まで
		後別	前 二六・八三～四四・〇七メートル
			後 二六・九六～五一・六二キロメートル
㈣	図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局東京国道事務所	

○関東地方整備局告示第三百七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三日　関東地方整備局長　下保　修

㈠	道路の種類	一般国道	
㈡	路線名	二十号	
㈢	道路の区域		
	区間	変更前	八王子市南浅川町三〇二八番一から同市南浅川町三一五二番一まで
		後別	前 九・二四～一三・五二メートル
			後 一一・一五～二四・七〇キロメートル
㈣	図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局相武国道事務所	

○関東地方整備局告示第三百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	相模原市緑区城山三丁目二〇九番一から同市緑区城山四丁目二五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分 のみ。）

供用開始の期日　平成二十三年十月三日

○関東地方整備局告示第三百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	相模原市緑区城山四丁目三一五番一地先から同市緑区中沢字信五七五番三まで（ただし、関係図面に表示する部 分のみ。）

供用開始の期日　平成二十三年十月三日

○中部地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三日　中部地方整備局長　足立　敏之

㈠	道路の種類	一般国道	
㈡	路線名	二十二号	
㈢	道路の区域		
	区間	変更前	名古屋市西区笹塚町二丁目一〇二番一から同市西区上堀越町四丁目一九番三まで
		後別	後 四〇・二五～八八・五〇メートル
			四〇・〇四～九五・一五キロメートル
㈣	図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所	

○中部地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間
二十二号	名古屋市西区笹塚町二丁目一〇二番一から同市西区上堀越町四丁目一九番三まで

供用開始の期日　平成二十三年十月三日